

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回入間市総合教育会議
開 催 日 時	令和5年7月26日(水) 午後1時00分 開会、午後2時40分 閉会
開 催 場 所	市庁舎B棟5階 第4委員会室
議 長 氏 名	-
出席委員(者)氏名	市長 杉島理一郎 教育長 中田一平 教育長職務代理者 高山茂 教育委員 橋本清美 教育委員 山本和人 教育委員 齋藤良徳
欠席委員(者)氏名	-
説明者の職氏名	こども支援部こども支援課長 半田英樹 健康推進部副参事(保健事業担当) 吉川真奈美
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	(すべて公開) 1. 開 会 2. 挨 拶 3. 報告・協議事項 (1) ヤングケアラー支援に関する取組について (2) 学校と地域保健の連携について (3) その他 4. その他 5. 閉 会
傍 聴 者 数	1人

配 布 資 料	資料１：ヤングケアラー支援に関する取組について 資料２：学校と地域保健の連携について
関係者職氏名	○教育部 教育部長 浅見嘉之 教育部次長 佐藤政史 教育部参事兼学校教育課長 山崎大志 教育部副参事（教職員指導担当） 金岡広道 教育総務課長 宮元 良知 教育センター所長 岡崎公伸 ○こども支援部 こども支援部長 齋藤 忠士 こども支援課長兼児童発達支援センター所長 半田英樹 こども支援課副主幹 亀田由紀子 ○健康推進部 健康推進部長 河村香代子 健康推進部副参事（保健事業担当） 吉川真奈美
事務局職員職氏名	○企画部 企画部長 岩田正博 企画部次長 黒木聡子 企画部参事兼企画課長 村田雄一 企画部副参事（政策担当） 亀田一生 企画課主査 齊藤祐樹 企画課主事補 新井隆弘
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

<報告・協議事項>

(1) ヤングケアラー支援に関する取組について

令和4年度に施行されたヤングケアラー支援条例に基づく取組や、令和5年度から配置しているヤングケアラー・コーディネーターの活動予定等について報告し、それに対して市長、教育長及び各委員が意見交換を行った。

(2) 学校と地域保健の連携について

保健師が取り組んでいる地域診断、診断に基づき学校と連携して行っている地域保健事業等及び、地域保健における学校との連携について報告し、それに対して市長、教育長及び各委員が意見交換を行った。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する)
	<進行：企画部長>
企画部長	1. 開会 2. 挨拶 3. 報告事項・協議事項 (1) ヤングケアラー支援に関する取組について 「ヤングケアラー支援に関する取組について」こども支援部より説明を願う。
こども支援課長	ヤングケアラー支援に関する取組について説明する。 (資料1を説明)
企画部長	意見交換を行う。委員のご意見を願います。
市長	ヤングケアラーは潜在化してしまうことが多く、見つけ出すことが困難である。また、ヤングケアラーと認定された場合でも、支援を受けるかどうかの決定権が親にあることから、親が支援を拒否する可能性があるため、家庭との人間関係を築けるかが重要と考える。また、家庭への介入を懸念するといった精神的なハードルもあることから、家庭との一定の信頼関係がある学校を切り口としていくことも重要だと考える。一方で、家庭訪問等がしにくい等、学校側は家庭状況の把握が難しいと思う。ヤングケアラーの支援については、行政と学校現場の両サイドから支援できるよう、連携を図っていきたい。

発 言 者	発 言 内 容
教育長	子ども自身が家庭状況について比較することは難しく、自身の状況が普通と考えてしまう。教職員は、子どもたちの学校生活に目を配ることで間接的に気づくことはできると思う。しかしながら、アンケートからもわかるとおり、子どもから教職員に対して、家庭内の状況について相談することはほとんどない。学校の役目としては、子どもの小さな変化に気づき、相談できる状況を構築し、発信することで、子どもに寄り添えるよう行動することが、重要だと考える。「誰に・どのような支援を・どのように学校に報告し教育にいかせるのか」が明確になっているフローチャート等があると、学校現場と行政の連携がとりやすいと考える。子どもから相談を受け、その内容を行政に報告したあと、改善しないまま、どんどん悪い方向にいつてしまうことを学校現場は恐れており、相談しても意味がなかったと子どもに思われかねない。学校は様々な機関と連携をとっているので、規定が明確になると、より支援がしやすいのではないかな。
企画部長	ご意見を踏まえ、補足があれば説明願う。
こども支援課長	令和4年4月に「入間市ヤングケアラー支援マニュアル」を作成し、各学校に配付した。内容に相談先等のフローチャートが盛り込まれている。
教育長	その点については理解しているが、例えば児童相談所に報告し、家庭へ訪問するはずが、親から面会を拒否され、対応できないまま1か月後に「会えませんでした」と学校に報告されることがある。そうになってしまうと、結果的に1か月間その子どもに対して、どこからもアプローチがないことになってしまう。いつまでにやる、ということが重要になっ

発 言 者	発 言 内 容
	てくるのでマニュアルには可能な範囲でお互いの情報共有が図れるよう工夫していただけるとありがたい。
市長	現場が動きやすいようにすぐに対応いただきたい。
企画部長	アンケートの中で相談先の43パーセントが「学校」とあるが、ヤングケアラーについて経験を踏まえて高山委員の意見をいただきたい。
高山委員	ヤングケアラーについて、どのようなケア程度がヤングケアラーに該当するのかを判断するのは難しいと感じる。生活の中で、ケアラー自身の自由時間がないのであれば、ヤングケアラーに該当すると判断はできるが、自由時間がある場合はヤングケアラーに該当するかの判断が難しいため、本来だと該当すると思われる存在に、気づかないのではないかと思います。アンケートの中で「日常生活に影響がない」の回答が過半数以上になっているが、回答者の中に、ヤングケアラーであることを隠している生徒や自身で気づいていない生徒が、少なくとも一定数いるのではないかと思います。条例のみに従って行動するだけではなく、家庭と学校が連携して、各世帯に面談等を行い、支援をしていくことが重要だと考える。また、ヤングケアラーと若者ケアラーの違いについて説明を願う。
こども支援課長	ヤングケアラーは18歳未満の子どものケアラーと定義しており、若者ケアラーは18歳から30代までのケアラーと定義している。また、ヤングケアラーの支援においては、18歳になる年度までを支援対象としている。
市長	ケアラーとは、年齢に関係がなく老若男女であり、埼玉県はすべての年代を対象としたケアラー支援条例を制定している。入間市が、ヤング

発 言 者	発 言 内 容
	ケアラーに力をいれた理由は、若者ケアラーはケアラー自身に依頼や決定権があるが、ヤングケアラーの場合、決定権は親にあるため、依頼があっても面談や支援を拒否される場合があることから、18歳未満の決定権を持っていない子どもを対象として行政が関わっていくべきと判断したためである。子どもの時は、自身が辛いと思っていないため、自身がヤングケアラーだったことに気づかず、大人になって初めて、自身がヤングケアラーだったことに気づく人もいる。本来行政は、子どもの時から支援していくことが重要であるが、ケアラーのを見つけ方にも工夫が必要であるため難航している。ヤングケアラーで支援できていなかった人にも可能な範囲で支援を行っていくことが今後の課題である。
山本委員	ヤングケアラーヘルパー派遣事業はいつから始めているのか。
企画部長	令和5年度からである。
山本委員	その事業について、ヘルパーの選定基準の説明を願う。
こども支援課長	すべて委託でやっており、ホームヘルパーは社会福祉協議会、学習支援は民間団体が行っている。
山本委員	ヤングケアラーに該当するか、状況把握することは、学校に限らず、親も努力が必要だと考える。ヘルパーを家事と学習支援に分ける基準と、両者同士の協議方法について説明を願う。
こども支援課長	ホームヘルパーは支援対象宅の家事を全般的に行っており、学習支援は困窮状況を問わず、学習支援教室等に参加してもらっている。学習支援には、進路相談等も含まれている。

発 言 者	発 言 内 容
山本委員	ヘルパーは与えられた仕事だけで終わりにするのではなく、ホームヘルパーと学習支援のヘルパーが連携していくことが重要だと考える。子どもが相談する先として学校が挙げられるが、教職員を信用しておらず、相談することをためらってしまう子どもがいる可能性がある。そのような家庭環境があることも念頭に入れて、適切な支援内容を決めることが重要だと考える。
企画部長	ヘルパーを入れるだけではなく、支援内容を決める段階で、行政と学校が連携して、家庭訪問等を行い、家庭状況を把握することが大切だと考える。
市長	学習支援はレスパイトも兼ねているか。
こども支援課副主幹	兼ねている。
高山委員	ヤングケアラー・コーディネーターは何名いるか。
こども支援課長	こども支援課に1名在籍している。
高山委員	ヤングケアラー・コーディネーターが各学校に訪問して、教員と連携を図っていく予定か。
こども支援課長	そのとおりである。
こども支援課副主幹	先ほどの支援内容の選定について補足する。子どもと親を別々に面談して、どの場面でヘルパーが必要なのか双方に聞きとり、支援を行って

発 言 者	発 言 内 容
齋藤委員	いる。一世帯に支援できる期間は多くても週2回と決まっているが、対象の子どもが1日でも自由な時間があれば相談や勉強ができるため、家事と学習の支援を併用している方もいる。 子どもが家の手伝いをするについては積極的にやってもらいたいが、一定値を超えるとケアラーになってしまう可能性がある。家庭環境に合わせてヘルパーが必要かどうかの見極めが大切だと考える。ヤングケアラーに限らず、貧困問題が年々深刻化しており、ケアラー等の早期発見が重要だと思うため、学校に負担がかかってしまうが、家庭訪問を再開すべきではないか。
教育長	すべてではないが、一部の学校では、現在も家庭訪問を行っている。減少した理由として、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が原因だと考えられる。現在は家庭訪問の代わりとして三者面談を行っている。
橋本委員	アンケートでは、「生活に影響がない」の回答が多いが、部活に入れない子どもや、高校生になりバイトをやらないといけない子どもなどが一定数いる。家庭環境がひどくても、小さいときは孤独感を感じない子どもが多く、大人になるにつれ、孤独感を感じるのではないかと思う。その中で、孤独感を周囲に隠したい子どもは、学校等に相談ができないため、自身がヤングケアラーであることを気付いていないのではないかと思う。また、こども支援課から、連絡先等が記載されているヤングケアラーのチラシが学校で配付されているが、紙媒体の場合、中身を確認せずに捨ててしまうため、ヤングケアラーの子どもが確認できていない家庭が一定数いるはずだと考える。ヤングケアラーに関する情報は、子どもが目につくような工夫が必要だと思う。最後に、支援内容について

発 言 者	発 言 内 容
	て、判断基準となるような区分が設けられていないが、闇雲に訪問すると親が怪しんで拒否されてしまう可能性がある。例えば、介護認定基準
	のように、判断基準を設けることで、市の支援活動内容が明確になるため、支援を拒否する家庭が減少するのではないかと。
企画部長	ご意見を踏まえ、補足があれば説明を願う。
こども支援課長	現在の面談方法については、親と子どもを別々で面談を行っており支援内容を検討している。ヤングケラーの案内方法と判断基準については、ヤングケアラーの早期発見のため前向きに検討する。
市長	家庭訪問や家庭訪問に代わるものを実施することで、家庭状況の確認や支援の必要性を判断することができ、支援を円滑に進められるため、大切なプロセスだと思う。家庭状況の調査等を用いることで、ケアしている家族構成に、高齢者や障がい者の有無が確認することができ、ヤングケアラー・コーディネーターが介入しやすい。今後は家庭状況を知るための方策について検討していきたい。
教育長	家庭状況を把握できない限り、適切な支援をすることが難しいと思う。働き方改革等で家庭訪問を行うのは難しいため、子どもが使っているタブレット等で調査を行い、家庭環境を把握することは可能だと思う。しかし、子どもの支援を継続しても、家庭環境が変化していくわけではないため、親も含めた支援を考慮していく必要があると考える。支援の内容よりも相談につながることを最優先だと感じる。
企画部長	市長と教育長から出た意見については、市長部局と教育部局の双方で検討し、連携をしていきたい。

発 言 者	発 言 内 容
企画部長	(2) 学校と地域保健の連携について 続いて、「(2) 学校と地域保健の連携について」ということで、健康推進部より説明を願う。
健康推進部副参事	学校と地域保健の連携について説明する。 (資料2を説明)
企画部長	意見交換を行う。委員のご意見を願います。
市長	地域診断を行っている中で、子どもたちの健康を各地域や学校、福祉、自治体が連携して取り組めることは大切だと思う。また、子どもたちにとって睡眠をとることは重要であり、睡眠不足が続くと、不登校等につながる原因になってしまうため、早い段階で知識を得ることが重要だと考える。今後も子どもたちが、自主的に行動ができるように学校と連携していきたい。地域診断を継続することは、入間市全体に良い影響が出ると考えられる。継続していきたい。
教育長	学校において保健に関する取組へのニーズは非常に高く、メンタルヘルスや性教育については、子どもにとって重要なことであることから、単発的に授業を実施するのではなくて継続した授業を実施していただきたい。地域診断の事業内容で「気づきノート」を作成して、各地域の状況をまとめられていることは非常に良い取組である。学校では子供の特性や、支援した内容について記録を残しているが、入学前の情報は無い。乳幼児健診の情報等を提供していただけると1・2年生の学級づくりに役立てることができるため、提供できるか検討していただきたい。

発 言 者	発 言 内 容
	また、市長に SDGs について講演を行っていただいた学校では、講演後、給食の食べ残りが極端に減った事例もある。子どもは自主的に行える授業を好むため、今後も自主的に取り組められる内容で授業を行っていただきたい。教職員が授業を行うのではなく、市職員が行うことで、教職員の働き方改革にもつながることから、今後も継続していただきたい。
高山委員	市内全域にはまだ行き届いていないが、今後も取り組んでいただき、入間市全体を健康にしてほしい。
健康推進部副参事	地域保健は有効だと考える。また、地域診断の具体的な診断方法を教えてほしい。
健康推進部副参事	入間市全体の規模や年齢構成、地域ごとの特性を、過去の診断結果の内容や、地域住民との会話から得た情報などで診断している。調査結果から地域課題を見つけて、対応している。また、大人になってからでは生活習慣を修正することは難しいため、子どもの時から生活習慣を整えるように行っていきたい。今後はさらに学校と連携して行っていくことが目標である。
山本委員	メンタルヘルスの取り組みについて、どのようなフィードバックを学校に行うのか説明を願う。
健康推進部副参事	各現場の状況と対処法について、先生や地区担当、精神保健福祉士、こども支援課等で協議を行っている。また、具体的な内容については関係を密にして、随時連絡等を行っている。
山本委員	教職員は保健関係について知識がないため、今後も学校へのフィードバックをお願いしたい。

発 言 者	発 言 内 容
齋藤委員	性教育について、子どもによって知識の差が激しいため、義務教育中に取り扱っていただくことは重要だと思う。今後も継続してほしい。
橋本委員	地域診断について、コミュニティ・スクールを活用し、地域の問題は地域で解決できるようにしてほしい。
高山委員	関係部局と連携していくことは非常に大事だが、一方で個人情報の取り扱いには十分に配慮すべきである。地域保健だけではなくヤングケアラーについても個人情報の扱いは、特に注意してほしい。
企画部長	市職員は個人情報の取り扱いに関しては、定期的に研修等を行って徹底している。今後も十分注意して、取り扱っていく。
高山委員	地域診断について、地域特性の調査を行うのは良いが、それが偏見や先入観を持つことにつながりかねない。そのような偏見事につながらないよう配慮いただきたい。
市長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大が原因で外出が減り、運動不足が懸念されていたが、子どもは通学や授業の中で適度に運動しているため、体力面は非常に健康である。授業で取り扱わないような、食事や睡眠、ストレス面に関しての知識向上が今の時代には重要だと感じ、地域保健の授業を行っていくことが大切だと考える。
健康推進部副参事	今後も注意喚起する事業だけではなく、子どもが興味を持ってくれるような事業を行い、その中で子ども自身に健康について気づいてもらえるように行っていきたい。

発 言 者	発 言 内 容
企画部長	今後も可能な範囲から、保健師と地域が連携できるように事業を取り
	組んでほしい。
企画部長	4. その他 連絡事項として、事務局より、次回の総合教育会議の日程について申し上げる。
企画課長	次回の総合教育会議は、年末ごろの開催を予定している。日時等詳細が決まり次第、改めて連絡する。
	5. 閉会 以上で閉会とする。
議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。 令和5年 9 月 8 日 市 長 の 署 名 杉 島 理 一 郎 教 育 長 の 署 名 中 田 一 平	